

第 1 節

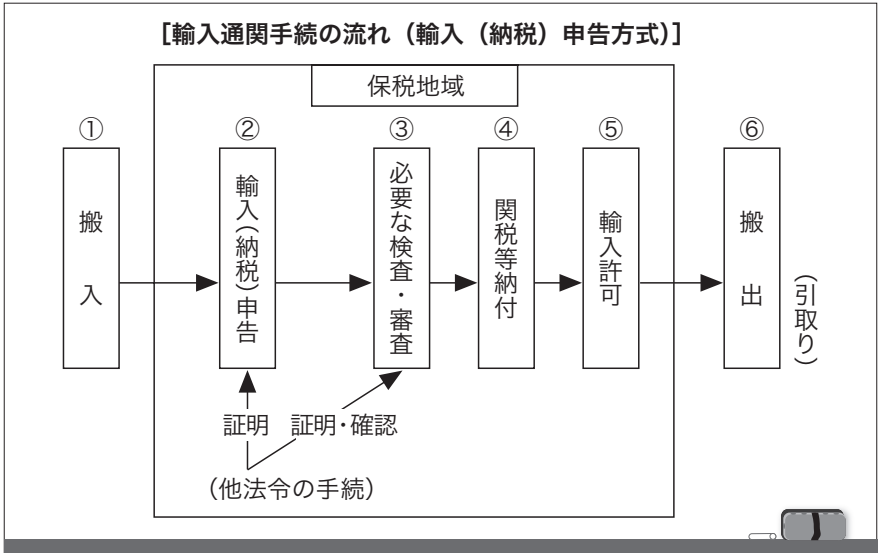
輸入通関手続の概要 ☆☆

1 原則的な輸入通関手続の流れ

外国から本邦に到着した貨物は、いきなり本邦に引き取り、流通経路に乗せることはできない。一連の輸入通関手続を経由する必要がある。

輸入通関手続の原則的な流れは以下になる。まず外国貨物を保税地域に搬入した上で、税関長に対し、輸入したい貨物の内容について、輸入申告を行う。これに対し、税関長は検査、審査を行い、問題がなければ、輸入者は関税や内国消費税を納付して輸入の許可を受ける。ここで初めて、貨物を保税地域から引き取り、国内の流通経路に乗せることができるようになる。

この他、関税関係法令以外の法令（他法令）で輸入規制が行われている貨物については、事前に必要な許可や承認を受けておき、輸入申告又は検査、審査の際に税関に証明し、確認を受ける必要がある。他法令の証明、確認については、第2節で詳しく述べる。



承認等は、通関手続を行う前に済ませておくべきものであるが、関税法では、通関手続の際にさらに証明や確認を義務付けることによって、他法令の行政目的を合理的に達成できるようにしている（関税法 70 条 1 項、2 項）。これらの証明がされず、又は確認を受けられない貨物については、輸入が許可されない（70 条 3 項）。

証明や確認の内容については、次の条文のポイントを参照してほしい。

※ 輸出入に際して規制を行っている他法令の例

・外国為替及び外国貿易法（外為法）、輸入貿易管理令（輸入令）、輸出貿易管理令（輸出令）
 ・文化財保護法
 ・毒物及び劇物取締法
 ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
 ・肥料取締法
 ・農薬取締法
 ・食品衛生法
 ・火薬取締法
 ・植物防疫法
 ・家畜伝染病予防法
 ・狂犬病予防法
 ・麻薬及び向精神薬取締法
 ・大麻取締法
 ・覚せい剤取締法
 ・種苗法 等

条文のポイント 014

- 1 他法令の規定により輸入に関して**許可**、**承認**その他の**行政機関の処分**又はこれに準ずるものを必要とする貨物については、**輸入申告の際**、当該許可、承認等を受けている旨を税関に**証明**しなければならない。
- 2 他法令の規定により輸入に関して**検査**又は**条件の具備**を必要とする貨物については、輸入の許可の**検査**その他輸入申告に係る税関の**審査の際**、当該法令の規定による検査の完了又は条件の具備を税関に**証明**し、その**確認**を受けなければならない。
- 3 これらの**証明がされず**、又は**確認を受けられない**貨物については、**輸入を許可しない**。

5 原産地虚偽表示等

1. 原産地を偽った表示等がされている貨物

原産地について、虚偽の表示や一般消費者に誤認を与える表示がされている貨物がそのまま輸入され、国内を流通してしまうと、国内の一般消費者や正当な表示を行っている生産者に不測の損害を与えることとなる。これらのことを防止するために、「虚偽の又は誤認を生じさせる原産地表示

の防止に関するマドリッド協定」が存在する。マドリッド協定の加盟国である本邦においては、原産地について直接又は間接に偽った表示又は誤認を生じさせる表示がされている外国貨物については、輸入を許可しないこととした（関税法 71 条 1 項）。

税関長は、原産地虚偽表示等がされている外国貨物については、輸入申告をした者に直ちに通知し、期間を指定して、その者の選択により、その表示を消させ、若しくは訂正させ、又は当該貨物を積み戻させなければならない（71 条 2 項）。

原産地虚偽表示等については、試験対策上次の点に注意すべきである。

【原産地虚偽表示等についての注意点】

- ① 原産地が「**表示されていない**」貨物については、特に**規制がない**。
- ② 表示の訂正等を行う場合、「**輸入申告をした者の選択**」による。「税関長の選択」ではない。
- ③ 原産地虚偽表示等がある場合の効果は、「**輸入を許可しない**」ことである。**蔵入承認**（第5章参照）等については、受けることができる。
- ④ 原産地虚偽表示等については、貨物に直接されている場合のみならず、貨物の**包装等に間接に表示されている場合も**、輸入の許可を受けることができない。

次のいずれかに該当する表示は原則として、「誤認を生じさせる表示」に該当しないものとして取り扱われる（基本通達 71- 3- 4）。

- ① 貨物の原産地以外の国名等の表示が、貨物の流行、型又は品質、性能等を表現するような字句と併記されている場合で、当該字句が明確に表示されているとき
- ② 貨物の原産地以外の国の著名な風景等が表示されている場合
- ③ 貨物の原産地以外の国の文字を使用した説明文又は広告文等が表示されている場合

また、関税法令上の原産地と他の法令（食品衛生法等）に基づく原産地の表示とが相違する場合であって、当該他の法令に基づき原産地の国等の表示が義務付けられており、当該他の法令に基づく適正な表示であると認

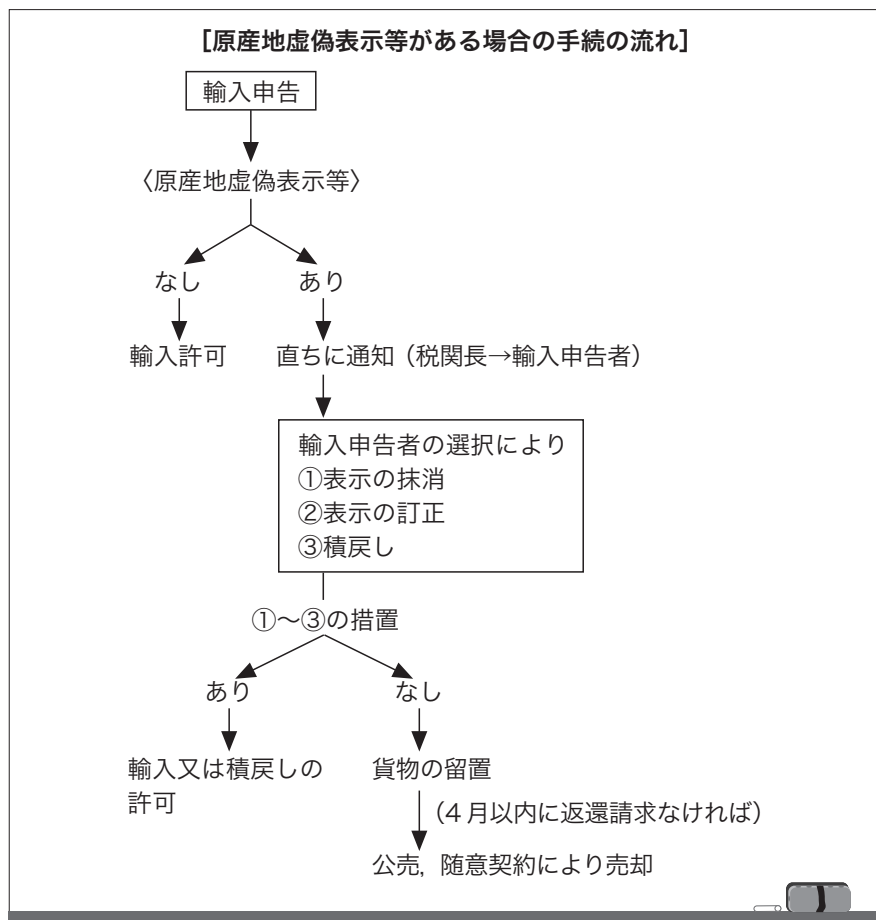
められるときは、虚偽表示貨物には該当しないこととして差し支えない（71- 3-5）。

2. 原産地を偽った表示等がされている貨物の留置

税関長は、原産地について偽った表示又は誤認を生じさせる表示がされている貨物について輸入申告をした者が指定された期間内に当該表示を消し、若しくは訂正し、又は当該貨物を積みもどさないときは、これを留置する（87条1項）。

留置された貨物は、当該表示が消され、若しくは訂正され、又は当該貨物が積みもどされると認められる場合に限り返還することとされている※（87条2項）。留置された貨物の返還を受けようとする者は、その留置に要した費用を税関に納付しなければならない（86条2項）。

※ 留置された貨物が最初に留置された日から4月を経過してなお留置されているときは、税関長は、公告した後当該貨物を公売に付し、又は随意契約により売却することができる（88条、84条1項、3項）。公売及び随意契約については、第5章第5節で学習する。



条文のポイント 015

- 1 原産地について直接又は間接に偽った表示又は誤認を生じさせる表示がされている外国貨物については、輸入を許可しない。
- 2 税関長は、原産地虚偽表示等がされている外国貨物については、輸入申告をした者に直ちに通知し、期間を指定して、その者の選択により、その表示を消させ、若しくは訂正させ、又は当該貨物を積み戻させなければならない。